

役員選出規程

(根拠)

第1条 公益社団法人愛知県スキー連盟（以下「当法人」という）の定款第25条（役員の設置等）に規程に定める役員の選出は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、各所属団体の利害を超越し、真に組織人として、当法人の目的達成のために貢献する人物を役員候補者として選出することを目的とする。

(役員候補者の資格)

第3条 役員候補者は、公正公平をもって、真に当法人の運営及び発展に尽力する意思をもつ者で、かつ次の各号に該当するものとする。

- (1) 役員選任時において20歳以上70歳未満であること、且つ、運営に資する能力（見識、技能、経験等）を有し、運営に支障をきたさない健康状態であること
- (2) 役員の限度は12年（理事6期、監事3期）とし、それを超えていないこと
- (3) 組織規程第2条の所属団体（以下「所属団体」という）に5年以上にわたり所属していること。ただし、会長推薦理事はこの限りではない。
- (4) 継続して5年以上SAJ会員であること。ただし、会長推薦理事はこの限りではない。

(役員選出委員会の設置)

第4条 当法人の役員候補を選出し、理事会に推挙するため、役員選出委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成及び数)

第5条 委員会は、理事の内より5名以内及び正会員5名以内で構成し、会長が委嘱する。
2 委員の代理は認めない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
2 委員長は委員会の議長となり、委員会で審議した役員候補を理事会に推挙する。
3 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会の招集及び会議)

第7条 委員会の招集は、理事会が行う。委員会は委員総数の3分の2以上の出席により成立する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は役員選出年度の第4条による委員委嘱日から役員決定の時期までとする。

(理事及び監事の候補)

第9条 委員会は、事項に定める会長推薦理事を除く、理事及び監事の候補を正会員及び所属会員から選出し、理事会に推挙する。
2 会長推薦理事は7名以内とし、会長がその候補者を理事会に推薦するものとする。

(候補決定の方法)

第 10 条 委員会は、各役員候補を決定するには全員一致を原則とするが、調整のできない場合は出席委員の過半数以上の同意をもって決定する。

(候補決定の時期)

第 11 条 委員会は、理事会の開催される 10 日前までに役員候補を決定しなければならない。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 19 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。